

令和2年度第1回宮城県民間資金等活用事業検討委員会 議事録

1 日 時 令和2年7月22日（水）午後2時58分～午後4時3分

2 場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席委員 8名（欠席1名：大森克之委員）

4 出席者（敬称略）

（委員長）

増田 聡 東北大学大学院経済学研究科教授

（副委員長）

今西 肇 東北工業大学名誉教授

（委員）

大泉 裕一 公認会計士・税理士

佐々木 雅康 弁護士

田邊 信之 宮城大学事業構想学群教授

（臨時委員）

<下水道分野>

大村 達夫 東北大学未来科学技術共同研究センター教授

<上下水道分野>

佐野 大輔 東北大学大学院環境科学研究科准教授

<水道分野>

滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

（事務局）

岩崎 宏和 企業局技監兼次長（技術担当）

田代 浩次 企業局水道経営課 課長

大沼 伸 同 技術副参事兼課長補佐（総括担当）

千葉 隆浩 同 技術副参事兼技術補佐（総括担当）

小野寺 正樹 同 技術補佐（総括担当）

長山 恒紀 同 技術主幹（水道経営改革推進班長）

二藤部 賢司 同 主任主査

雨宮 尚広 同 技師

國府田 知之 同 技師

目黒 洋	総務部参事兼行政経営推進課長
槻田 典彦	総務部行政経営推進課 副参事兼課長補佐(総括担当)
伊藤 隆	同 主幹(行政経営システム班長)
木村 敦子	同 主査

【1. 開会】

●司会（行政経営推進課 槻田副参事兼課長補佐（総括担当））

本日は、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。只今から令和2年度第1回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を開催いたします。

初めに、委員の変更について御報告させていただきます。宮城県総務部長江口哲郎委員につきましては、人事異動により昨年度末で委員を退任いたしました。本日は公務により欠席しておりますが、今年の4月から、新総務部長大森克之が委員に就任しております。

なお、佐藤裕弥臨時委員につきましては、辞任されました。

本委員会は、9名の委員で構成されておりますが、本日は8名の皆様に御出席いただいております。民間資金等活用事業検討委員会条例第5条第2項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。また、本委員会で審議する事項は、情報公開条例第8条第1項に規定されている非開示情報に該当することから、同条例第19条に基づき、平成30年度に開催した第1回の会議において、第2回目以降の会議を非公開とすることと決定されております。

昨年度は、会議の冒頭及び会議終了後に、報道機関による取材を受けておりましたが、今年度は、事業者の選定に係る審議が始まり、より非公開性が高まることから、終始非公開で会議を行うこととなりますので、承知願います。それでは、以後の議事進行につきましては、増田委員長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【2. 議事】

『議事（1）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る利害関係の確認について』

●増田委員長

それでは議事に入りたいと思います。まず、議事（1）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る利害関係の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

●行政経営推進課 目黒課長

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る利害関係の確認について、御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。応募者から第一次審査書類の提出と合わせて、委員との利害関係に関する申出書が2件提出されました。まず、昨年度の委員会で決定した利害関係の考え方について、改めて御説明します。資料1の2枚目「利害関係の考え方」を御覧ください。

今回の宮城県上工下水一体官民連携運営事業に係る利害関係とは、冒頭に記載のとおり、委員と応募者の間において、第一次審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、箱囲みの①

から④に記載のいずれかの事実があり、かつ、公正な評価を妨げる事情があると認められることをいうとしております。

この考え方にに基づき整理したものが、資料1になります。1枚目にお戻りください。

「2 利害関係の判断」でございますが、事務局といたしましては、2件いずれも利害関係なしと判断されるものと考えてございます。

まず、「(1) 学会」に関する関係ですが、期間は平成27年12月からで、学会の中に設けられている委員会において、当委員会の委員と構成企業の社員が委員同士の関係にあるというものでございますが、構成企業と委員との間で金銭の授受はございません。

このことについては、金銭の授受がなく、学術目的の団体の構成員同士という関係性であり、利害関係の考え方で示している①から④のいずれにも該当しないため、利害関係に該当しないと考えます。

次に、「(2) JV」に関する関係ですが、令和2年5月から令和3年3月までを事業期間とする国発注業務を、当委員会の委員の所属する機関と構成企業がJVを構成して受注しているものです。契約金額は4,800万円で、当委員会の委員は委員が所属する機関側の担当者であります。

このことについては、受注金の支払い元は国であることから、②経済的関係の参考例ハに示すような共同事業には該当しないため、利害関係には該当しないものと考えます。

説明は以上でございます。

『議事(1) 質疑応答』

●増田委員長

ありがとうございました。公募の時の状況で今回企業から提出された申出書について、このような審査を行ったということになります。皆様から何か御質問・御意見等ございますでしょうか。

<質問・意見等なし>

よろしいですか。それでは、以上の2件について、利害関係なしという事務局案は修正の必要なしということで、この事務局案を了承し、ここにいる皆様で議事(2)に進んでいきたいと思っております。

<事務局より各委員に資料2～7を配付>

『議事(2) 宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)に係る今後の進め方について』

●増田委員長

それでは、「議事(2) 宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)に係る今後の進め方について」に進みたいと思っております。只今議事(2)以降に関する追加の資料が配られましたので、事務局から御説明をお願いいたします。

●水道経営課 田代課長

まず、資料2「みやぎ型管理運営方式における「競争的対話等」の進め方」を御覧願います。

「1. 競争的対話とは」から御説明申し上げます。競争的対話とは、民間のノウハウや創意工夫等を活用すべき案件や事業の内容が複雑な案件等の調達において採用される契約手法でございまして、発注者と応募者との間で仕様等について対話や交渉により調整を行っていく手法になります。

みやぎ型管理運営方式におきましては、競争的対話における質問及び回答は、基本的に全ての参加者に共有いたします。ただし、参加者のノウハウなどに関する項目につきましては、質問を行った参加者のみ

に回答すると考えてございます。

なお、競争的対話の回答につきましては、契約書の一部を構成することとなるため、今後も内容に応じまして、本委員会に報告又はお諮りしていく形で進めさせていただきたいと考えてございます。

「2.全体の流れ(予定)」ですが、まず右側を御覧ください。競争的対話は、現場確認・資料閲覧から始まります。現場確認・資料閲覧は2回実施する予定でございます。次に、県庁ヒアリングですが、これは3回実施する予定でございます。県庁ヒアリングにつきましては、主に募集要項、要求水準書(案)、モニタリング基本計画書(案)、優先交渉権者選定基準について、事前質問を受けまして、回答していくというような進め方をいたします。

次に、競争的対話につきましては、3回実施する予定でございます。競争的対話は、主に実施契約書(案)、基本協定書(案)につきまして、内容の細部や誤謬等の確認及び調整等を行っていきます。また、特に附帯事業や任意事業につきましては、3回のうちの1回目又は2回目において、県庁担当課に提示することができることとしてございます。これは、それぞれの参加者が考えられている任意事業等につきまして、実現可能性の確認をするため、早めに提示してもらうという考え方をしたものでございます。

最後に、事務所のヒアリングにつきましては、1回を予定してございます。

左側に概ねのスケジュールを書いてございます。6月9日から1回目の現場確認・資料閲覧を実施いたしました。7月に入りまして、1回目の県庁ヒアリングも実施してございます。

本日7月22日のPFI検討委員会を挟みまして、来週7月28日から8月4日まで、競争的対話の1回目を予定してございます。基本的にこのローテーションを繰り返しまして、12月まで実施いたします。その途中の10月末に2回目のPFI検討委員会、最終的に12月に競争的対話が終わった段階で、3回目のPFI検討委員会を予定してございます。

裏面を御覧ください。1回目の現場確認・資料閲覧の実施状況でございます。先ほどお話ししましたとおり、6月9日から12日まで、それから16日から19日までの8日間に渡りまして、県が作成した行程に沿って、3つのコンソーシアムに全ての現場を確認していただきました。

下の方に、県庁ヒアリングの1回目の実施状況を記載してございます。7月7日から各コンソーシアム1日ずつ実施してございます。

3ページ目を御覧ください。質問数につきましては、少ないグループで64問、多いグループで123問ございました。主な意見交換を踏まえた検討項目等として、7点ほど書いてございます。

まず、1番目ですが、仙南・仙塩広域水道の南部山浄水場の遊休池を活用した浄水発生土の埋め立て処分の可否です。これは、二期工事で予定しておりました水処理施設について、基礎コンまでで休止した箇所でございますが、この場所に浄水発生土の埋め立てをすることは可能かという質問です。

2番目は、水道事業の配水流量計室等に、インライン型の小水力発電を考えているが、実施は可能かという質問です。

3番目は、要望に応じて検討するとしております県職員の派遣条件について提示していただきたいという要望です。

4番目は、運営権者が更新した設備の残存価値相当額の支払いの関係です。これは昨年度、本委員会でもお諮りしましたがけれども、事業期間中の期中払いの提案も受ける仕組みにしてございます。この件につきましては、後程、御意見をいただきたいと考えております。

5番目は、運営権者の加入する保険についてです。事業全体としてのコスト削減が図れることから、県が加入しまして、SPCが費用を負担するといった枠組みを検討していただけないかという御提案でございます。

6番目は、既存グループとの情報格差の解消ということで、現在の原水や下水道の汚泥等を採取して試験を実施させていただきたいという要望でございます。また、現行の運転監視体制や人員配置等の資料を開示させていただきたいという要望でございます。

最後の7番目は、今後の進め方につきまして、事務所ヒアリングの実施時期を最後に設定してごさいませけれども、一部でも前倒ししていただきたいという要望を受けてございます。

最後に、「5.今後の予定」として、直近の予定を記載いたしました。最初にお話ししましたとおり、来週7月28日から8月4日まで、競争的対話の1回目を予定してございます。各コンソーシアム2日間ずつとなります。また、8月下旬から資料閲覧・現場確認の2回目を予定しております。こちらは、視察行程について応募者側からの要望を受けて、現場を確認していただくことを考えてございます。この資料については以上になります。

続きまして、A3版横向きの資料3を御覧ください。こちらは、第二次審査から優先交渉権者決定までのスケジュール（案）でございまして、今後調整させていただきたいので、案として本日御説明させていただくものでございます。

この表は、一番左側が1月、真ん中が2月、右側が3月というカレンダーになってございます。まず、1月6日に第二次審査書類の提出を開始し、1月13日を提出期限としてございます。事務局で、企業名や企業ロゴが含まれていないことを確認させていただきます。また、運営権者収受額や任意事業等につきましては、資料を別冊といたしまして、各委員には送付しないことを考えてございます。さらに、調査基準価格を下回る提案があった場合につきましては、追加の資料を要求しまして、ヒアリングを実施いたします。

1月18日頃には、第2次審査書類を各委員へ送付させていただきたいと考えてございます。事務局では引き続き、各コンソーシアムの提案を整理いたしまして、比較資料を作成いたします。さらに、調査基準価格を下回った提案があった場合は、ヒアリング結果や根拠資料を整理いたしまして、比較資料とともに1月27日頃までに各委員に送付させていただきたいと考えているところでございます。

また、1月28日若しくは29日のいずれかの半日ぐらいで、技術関係のワーキンググループの開催を考えてございます。技術関係のワーキンググループでは、技術的な提案の実現可能性や有効性などを整理していただきたいと考えているものでございます。コンソーシアム間の比較ではなくて、各提案内容に対してコメントをいただくというイメージを持っております。意見やコメントを事務局で取りまとめまして、技術ワーキンググループの意見としてまとめるということイメージしてございます。構成員は、技術系の委員の方々を想定しているところでございます。

2月に入りまして、2月1日～3日のいずれかの半日程度で、財務・会計のワーキンググループを開催したいと考えてございます。こちらは、財務や会計面に係る提案内容を整理していただくということイメージしてございます。こちらも技術ワーキンググループと同様、コンソーシアム間の比較ではなくて、各提案に対してのコメントをいただくイメージでございます。これらの意見やコメントを事務局でとりまとめまして、財務・会計ワーキンググループの意見としてまとめます。こちらの構成員は、法律・会計・経営に精通した委員の方々を想定してございます。

その後、2月9日から12日の間のいずれかの半日程度で、PFI検討委員会を開催いたします。こちらは、第二次審査の論点整理を目的として開催するものでございます。まず、事務局から技術ワーキンググループ及び財務・会計ワーキンググループそれぞれの報告をさせていただきます。それに対しまして、各委員で意見交換をしていただきたいと考えております。次に、事務局よりプレゼンテーション審査の進め方を説明させていただきます。最後に審査後の講評作成方針についても御意見をいただきたいと考え

ております。

2月22日から24日のうちの1日で、こちらは終日になりますが、いよいよ第二次審査・プレゼンテーション審査となります。3つのコンソーシアムになるかと思えますけれども、プレゼンテーションを実施いたします。案といたしまして、発表45分、質疑45分で、1グループ1時間半程度を予定してございます。当日中に採点し、順位をつけまして、優秀提案者を選定いたします。採点表には、短評や評価理由を記載いただきます。これらの評価を基にしまして、事務局で審査講評文案を作成いたします。

3月に入りまして、事務局で作成した講評文の素案につきまして、委員長・副委員長に御意見をいただいた上で、事務局で案文をまとめます。この案文を全委員に送付させていただきまして、意見をいただき、その意見を反映させていただきます。最終的には、できれば委員長預かりとさせていただきまして、審査講評を確定したいと考えているところでございます。

3月11日から15日のうちのいずれか1日となりますが、委員長から知事に優秀提案者の答申をしていただきたいと考えております。この答申を踏まえまして、県において優先交渉権者を決定いたします。

仮の日程ですが、3月17日から19日のいずれか1日となりますが、県議会へこれを報告いたします。報告は、県議会常任委員会の総務企画委員会と建設企業委員会に、優先交渉権者の決定について報告させていただきます。最終的に年度末には優先交渉権者と基本協定を締結する予定になっております。

この資料につきましては、あくまで我々が作りました叩き台でございます。まず、全体的な流れ・進め方に対して、それから細かい話になりますが、一つ目は、運営権者収受額と任意事業等の資料を各委員には送付しないことについて、二つ目は、技術ワーキンググループと財務・会計ワーキンググループの設置について、それから最後に、プレゼンテーションの時間設定について、特に御意見をいただければと思います。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

『議事（2）質疑応答』

●増田委員長

ありがとうございました。

資料2及び3について、続けて説明いただきましたが、御意見、御質問等があればお願いします。

●大村臨時委員

資料2の3ページ目の主な意見交換を踏まえた検討事項等ですが、これらに対する回答は、既にされているのでしょうか。例えば、南部山浄水場の遊休池を活用した浄水発生土の埋め立て処分の可否について、可か否か答えは出ているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

ここにつきましては、補助金等の取り扱いもございまして、現在検討している段階でございます。1番から7番のうち、本日は、4番の残存価値相当額の期中払いの競争条件を揃えるための調整方法につきまして、御意見をいただきたいと思いますと思っております。

それ以外につきましては、おそらく次回の委員会になるかと思いますが、県側の回答を御報告させていただきたいと思っております。

●大村臨時委員

それから、資料3について、第二次審査書類の各委員への送付予定が1月18日で、技術ワーキンググループはその10日後位に開催予定となっています。臨時委員の皆さんは10日間位で審査書類を読めますでしょうか。10日間で十分読めるということであればいいと思いますが、大丈夫でしょうか。提案書は結構厚くなるのではないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

提案書は100ページ程度を考えています。かなりのボリュームになるかと思っております。

●増田委員長

特に、大学関係の方は年度末ということもあって、入試など色々な業務があるので、少し日程がタイトかなという気もしますが、また改めて御確認いただくということでもよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

本日御意見を伺いながら、我々もとにかく早く委員の皆様提案資料を送付できるように、更に検討させていただきたいと思っております。

●大村臨時委員

それから、財務・会計のワーキンググループも実施していただけるということで、非常にいいと思いました。最初、技術だけのワーキンググループということでしたが、会計について我々は詳しくないので、財務・会計ワーキンググループを実施して、まとめていただくと非常にありがたいと思っております。

●増田委員長

他にいかがでしょうか。

●田邊委員

財務・会計のワーキンググループの話が出たものですから、私も関係してくるかもしれないと勝手に想像しておりました。確かにかなり時間的に厳しい部分があるかと思っておりますけれども、比較資料をどの程度まとめるかによって、結構見方が違ってくるかと思っております。直接コンソーシアム間の比較はしないにしても、やはり相対的に見てどうなのか位は把握しておかないと、どこがどう違っているのか分からなくなるものですから、比較資料のまとめ方について、他の委員も含めて事前に少し相談させていただいた方が審査もやりやすいのかなという感じがいたしました。

第二次審査書類の比較資料は1月27日に各委員へ送付し、技術ワーキンググループはその翌日に開催となっておりますけれども、大丈夫でしょうか。

●水道経営課 田代課長

比較資料につきましては、できれば次回の委員会にイメージを御提示したいと思っておりますが、少なくとも今年度3回目の委員会までには御提示しまして、御意見をいただきたいと考えております。

●増田委員長

資料2について、2点あります。一つ目は、3ページ目の質問数の下に、主な意見交換を踏まえた検討事項等が記載されており、これについては回答を検討中とのことですが、1ページ目のフローチャートを見ると、まだ競争的対話には入っていないということです。だとすると、例えば検討項目の1番の埋め立て処分の可否について回答すると、おそらく質問したグループが何をやりたいかということが分かると思うのですが、これについては、他のグループには回答しないということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

具体的に申しますと、この3ページ目の遊休池の埋め立ての件につきましては、どのグループも競争条件は一緒でございますので、全てのグループに回答を公開する形になります。

2番の配水流量計室等におけるインライン型小水力発電については、各グループのノウハウとなりますので非開示となります。

逆に、3番の県職員の派遣条件につきましては、当然県の条件ですから、全グループに公開といったように、質問内容に応じて開示・非開示が変わってまいります。

●増田委員長

分かりました。資料2の「1. 競争的対話とは」に戻ると、競争的対話を3グループそれぞれと実施し、質問及び回答は原則として全ての参加者に共有するが、ノウハウに関する項目は共有しないこととなっています。なかなか線引きが難しいかなという気がしますが、競争的対話の先行事例等も踏まえて、こういった手法を採用しているということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

既に県庁ヒアリングで質問を受けておりますが、具体的には、まず応募者側から開示・非開示の要望を受けます。応募者が非開示を要望しても、県側がこれは開示すべきというような形で、意見交換しまして、応募者側がこれは開示で構いませんとか、開示になるのであれば質問を取り下げますとか、そういったお互いのすり合わせをしながら、開示・非開示を決めてございます。

来週から始まる競争的対話においても、そういった意見交換やすり合わせをしながらの対話となります。

●増田委員長

次に、2点目ですが、優先交渉権者の選定が終わった後に、競争的対話の中で何が語られたのかについては、どこまで公表されるのでしょうか。競争的対話の回答は、契約の一部を構成するという事になっておりますが、回答しなかったことについては、競争的対話で議論したことは記録に残らないと考えればよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

まず、今のところ我々としては、極力開示していく方向で考えております。ただ、選定されたグループについては、大きな問題はないかとは思いますが、仮に3つのグループから全て企画提案書の提出があったとすれば、落選した2つのグループのノウハウについては当然非開示になるだろうと考えてございます。開示・非開示の方針につきましても事務局で検討しまして、PFI検討委員会において御意見を伺っ

た上で、優先交渉権者を選定する前に決定しておきたいと考えてございます。

●増田委員長

肝でもあるけれど、なかなか難しいところですね。他に御意見はございますでしょうか。

●田邊委員

全体のスケジュールについて、念のための確認ですけれども、優先交渉権者の公表については、議会報告後に応募者へ通知・公表となっていますけれども、実際に皆さんが知ることになるのはどのタイミングと考えていた方がよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

一般に公表される時期という意味だと思いますけれども、答申の段階では既にオープンになると思います。

●田邊委員

後からきちんと正式に通知するという理解でよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そのとおりでございます。

●田邊委員

承知しました。

●水道経営課 田代課長

議会に報告する段階では、どういう理由でこのグループが選定されたのかという質問が予想されますので、そういったことも含めまして、事前に各委員からも御意見をいただきたいと考えているところでございます。

●滝沢臨時委員

資料3の調査基準価格を下回った場合の考え方についてですけれども、この資料によりますと調査基準価格を下回った場合は、追加資料を要求し、ヒアリングを実施すると記載されています。それを整理して、比較資料とともに各委員に送付するということですが、妥当であるかどうかというのは、いつ誰がどの時点で、どういう形で判断されるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

ここにつきましては、次回以降、できれば今年度2回目のPFI検討委員会で、この調査基準価格を下回った場合の県側の審査の内容についてお示ししまして、御意見を伺いたいと思っております。ここについては、実は質問が多く出ているところでございます。こういう部分について確認した上で、この金額で妥当だろうという事務局の考え方をお示しし、各委員の方にその前提を御理解いただくということで、資料を送付させていただくという形になります。

●増田委員長

資料3の1月16日の右側辺りの文章の最後にアスタリスクが付いていますが、これは右上の「PFI 検討委員会等の日程は目安であり・・・」という文章のアスタリスクに繋がっていますか。

●水道経営課 田代課長

失礼いたしました。このアスタリスクにつきましては、御意見を伺いたいポイントを書いたつもりでございましたが、注記がございませんでした。

特に、運営権者収受額や任意事業等の資料については委員にお送りしないということや、技術ワーキンググループや財務・会計ワーキンググループ、さらにプレゼンテーションの時間設定について、皆様から御意見をいただきたいという意味で付けたアスタリスクでございました。失礼いたしました。

●増田委員長

それでは、今出たポイントも含めて、何か御意見があればお願いします。

●今西副委員長

先ほどの競争的対話についてですが、既に現場確認や県庁ヒアリングをされている中で、例えば我々が作った資料で根本的にこれが抜け落ちていたというようなことはありましたでしょうか。先程の増田委員長の話もそうですが、競争的対話というのは、かなり秘匿性の強いものが多いかと思います。応募者側が共有していいということであれば問題ないですが、余程根本的な問題でない限り、県側から共有してもいいのではないかということとは言えないような気がします。今までそういった根本的な部分についての質問はありましたでしょうか。

●水道経営課 田代課長

次の議事で御説明しようかと思っていた部分にもかかりますが、実は本日時点で2,400以上の質問をいただいています。それについて、もちろん全てに答えているわけではないのですが、事業の根幹に関わるような部分を変更しなくてはならないような質問はございませんでした。ただ、我々が今回の公募資料を作り込んでいく中で、少し抜け落ちていた部分であるとか、文章的に明確ではなかった部分であるとか、そういったところがございます。次の議事(3)で、一部紹介させていただきたいと考えてございます。

●今西副委員長

承知しました。

●増田委員長

初めてのプロジェクトなので、多分これから色々なことがあるでしょう。

それでは、資料2及び3についての議論が終わりましたので、次の議事に進んでいきたいと思えます。

●水道経営課 田代課長

資料3につきましては、特に事務局から委員の皆様へ文書を送る期間をどの位短縮できるのか検討させていただきまして、更に詳細を詰めまして、次回の委員会でお示ししたいと考えてございます。

●増田委員長

先ほども言いましたが、大学では入試とか色々な行事がありますので、事前に日程が重なりそうだと分かっているものがあれば、事務局にも情報提供いただきたいと思います。

●司会（行政経営推進課 槻田副参事兼課長補佐（総括担当））

ここで一旦、換気をさせていただきたいと思います。

<換気のため3分間休憩>

『議事（3）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る実施契約書（案）等の修正について』

●増田委員長

それでは、続きまして「議事（3）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る実施契約書（案）等の修正について」に進みたいと思います。事務局から資料の説明をお願いします。

●水道経営課 田代課長

初めに、資料6については、応募者からの質問等を踏まえまして、公募関係資料の文言調整や表現の明確化も含めた全ての改訂事項について、新旧対照表として整理した資料になります。資料6には「てにをは」の修正も含め、修正した項目を全て記載してございますが、制度に関わるような修正箇所につきましては、資料4及び5にまとめましたので、説明は資料4及び5を使用させていただきます。

まず資料4の1ページをお開き願います。議事（2）でもお話しましたが、募集要項からモニタリング基本計画書まで、全部で2,417件の質問をいただいております。そのうち、右肩に書いてございますが、今回の委員会で御意見をいただきたい項目は、黒い四角の3件でございます。今後御意見をいただきたい項目は、黒丸の1件でございます。先ほど滝沢臨時委員からも御質問がございましたけれども、調査基準価格を下回った場合に県が実施する調査の内容について示していただきたいという要望を受けてございます。こちらは早いうちに応募者にお示ししたいと思ってございまして、現在準備しているところでございます。

主な改正点につきましては、2ページ目を御覧ください。

実施契約書（案）につきましては、まず第11条の第2項でございます。こちらは応募者からの質問への対応となりますけれども、仙南・仙塩広域水道におきまして、令和4年7月に新設調整池の供用開始を予定してございます。みやぎ型管理運営方式の事業が開始されてからすぐになります。これについての責任が不明確だということで、明確にさせていただきたいという質問・要望を受けてございます。

二つポツ（・）がございまして、一つ目の瑕疵担保期間につきましては、他の運営権設定対象施設と同じように、引渡日以後1年以内としてございます。

二つ目につきましては、金額でございます。括弧書きのところがありますが、実は他の運営権設定対象施設につきましては、1件100万円以上としてございます。ただ、この新設調整池につきましては、金額の条件を設けませんでした。これは、新設であるため、もし不具合が発生した場合には、施工した業者に修補していただくことから、金額の条件を付けない旨加筆したものでございます。

次が、第48条の2でございます。こちらは、我々が新たに加筆したものでございますが、流域下水道事業の改築工事に係る不可抗力による損害があった場合の特則でございます。こちらは、県の工事請負契約書と平仄を合わせ、以下を追加してございます。ポイントは三つ目のポツでございます。不可抗力によ

る自然災害等で工事中に損害があった場合、損害額のうち改築費用の100分の1を超える部分は県が負担するという仕組みとしてございます。これは、県工事といいますか、公共工事に一般的に使用しているものでございますので、そちらと平仄を合わせたものでございます。

続きまして、第65条第2項でございます。こちらは、質問への対応の一つとなっております。

本事業用地に係るリスク分担を明確にしてほしいという意見がございました。こちらにつきましては、不可抗力等により用地が毀損した場合、県が費用を負担するという形で明確にしたものでございます。

続きまして、第80条でございます。こちら質問への対応になりますが、次の資料で説明しますので、ここでは割愛させていただきます。

最後に、基本協定書(案)の第9条の2でございます。運営権者が作成する情報公開取扱規程の作成時期ですけれども、当初「実施契約締結後」としてございましたが、「基本協定締結後速やかに」と、修正してございます。これは、優先交渉権者選定後に、運営権設定について県議会に議案を提案いたしますので、その段階では情報公開取扱規程が必要になることから前倒ししたものでございます。

続きまして、資料5を御覧ください。こちらは、先ほど割愛した部分ですけれども、昨年度の委員会でも了解を得て、運営権者が更新した設備機器の残存価値の支払いにつきまして、事業期間中の支払いも選択できる仕組みにしました。これにつきましては、当然競争条件を揃えるため、何か上乗せすべきという意見をいただいております、やはり金利・利息しかないのではないかというような御意見もいただいております。この利息について、一番下の箱になりますが、我々としての案を作成いたしました。結論から言いますと、上水道・工業用水道とも、将来の利息を予測することはできないものですから、事業期間と同じ期間で遡りまして、過去20年間の県の調達金利の平均を上乗せしてはどうかと考えたものです。水道につきましては年利1.2%、工業用水道事業につきましては年利1.0%という形で上乗せしてもらいまして、競争条件を揃えたいと考えたところでございます。

説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

『議事(3) 質疑応答』

●増田委員長

御意見があればお願いします。特に財務・会計の方から何かコメントございませんでしょうか。

●田邊委員

残存価値相当額の支払い時期に応じた調整については、一つの考え方として、このとおりだと思うのですけれども、本来ですと利息に加えて、リスクプレミアムがついてくるかと思えます。早めにもらえますから、リスクが減るというわけです。なかなかそれをどれ位に設定するのかという難しいので、リスクプレミアムを上乗せしないということでもいいかと思えますが、一つ疑問があります。応募グループにとっては、このレベルを支払うことを想定しておりますでしょうか。事務局案について、考え方としては適正だと思いますけれども、今10年物国債の金利は、何しろ0.5%とか下手すればマイナスという状況ですから、もし事業者と何か話している部分があれば、少しその感触だけでも教えて欲しいと思えます。

●水道経営課 田代課長

これにつきましては、具体的に数字を挙げてお話ししているグループは、今現在はございません。ただ、確かに10年物国債というか、基準金利を算定する10年物国債の金利につきましては、現在限りなくゼロに近い状態です。

ただし、企業によって金利は変わりますので、あくまでも一般論ですけれども、実際に事業系の調達金利を見ますと、2%から3%位なのかなと考えてございます。そういったところから見れば、県側の調達金利というのは、いずれ長期で金利がかなり低廉だということは間違いのないと思いますので、期中払いと、期末払いを選んだ方々がこの数字に対してどういうふうと考えられるのか、我々としても興味があるのですが、県の調達金利の平均が一番客観的に見て分かりやすく説明もしやすいので、いいのではないかとということで選んだところでございます。

●田邊委員

この条件をのむ場合に、期中支払いの提案ができるようになると考えてよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

この競争条件を前提として、各応募グループで期中払いがいいのか、事業期間後の期末払いがいいのか、ファイナンス上のシミュレーションをしながら検討されるだろうと考えております。

●田邊委員

日銀がゼロ金利を採用したのは99年ですから、大体20年間経っています。もちろんあの時は短期金利のゼロ金利であって、長期金利のゼロ金利ではなかったので、本件の検討に直接的には当てはまらないのですけれども、それでもゼロ金利が開始されてからも、県の過去20年間の平均ではこれ位の金利があったということは金利水準を説明する際の傍証にはなるという感じでしょうね。分かりました。

●増田委員長

ロジックとしてこれで説明ができれば、統一的にやるというのが多分いいのではないかなと思えました。他に何か御質問や御意見ございますか。

●大泉委員

金利の件ですけれども、水道で1.2%、工業用水で1%というのは、提案資料を作成するときは、これを用いてくださいということでよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

提案資料を作る段階において、運営権者収受額を計算する中で、期中払いを選ぶグループにつきましては、この1.2%及び1%を上乗せして収支計算していただくということでございます。

●大泉委員

実際5年後・10年後に、金利に大きな変動があった場合については、見直しを別途するというところで、提案資料と実際事業を走らせた結果は違うということでもよろしいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

もちろんこのとおりいくわけではございません。また、運営権者収受額の改定の項目には、金利変動は入れてございません。現在かなり低金利が続いてございますけれども、いつ上がるかどうか分かりませんが、金利が急激に上がった場合につきましては、その著しい環境の変化ということで、我々と運営権者が

運営権者収受額の改定について協議するという形になるかと思えます。

●大泉委員

分かりました。

●増田委員長

将来どういう事態が起こるのかというのは、なかなか20年先までは分からないところもあるかと思えます。

それでは、この件については、資料5の適用利率を用いて応募事業者に提案資料を作成していただく形に修正することを承認することにしたいと思えます。

ところで、資料4に黒い四角がいくつかありますが、これはこのままでよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

資料4の1ページ目の黒い四角については、先ほど3件説明させていただきました。次回以降、黒丸の部分、調査基準額を下回った場合に県が実施する調査の内容について、案を示させていただきますので、御意見をいただきたいと考えているところでございます。

●増田委員長

それでは、黒丸の項目は議論が続くということで、次の議事に進みたいと思えます。

●水道経営課 田代課長

今後も競争的対話の中で、御意見を伺いたい事項が出てくるかと思えますので、2回目・3回目の委員会においても御意見いただければと思えます。

『議事（4）その他』

●増田委員長

それでは、議事（4）その他について、事務局からお願いします。

●行政経営推進課 目黒課長

その他といたしまして、Web会議システムを利用した会議について、御提案させていただきたいと思えます。

資料7を御覧ください。全国的に新型コロナウイルス感染症が流行しておりまして、その対応として、現在本県でもWeb会議システムの整備を進めているところであります。今後の感染の状況によっては、当委員会もWeb会議システムを活用した会議を開催しなければならないということも想定されますことから、今回お諮りするものでございます。

2の出席の取扱いのところを御覧ください。当委員会条例の第5条第2項に、会議の出席に関しては、委員の半数以上の出席がなければ開催できない旨が規定されておりますが、Web会議システムによる出席も当規定の出席として取り扱うこととし、映像が途切れて音声だけとなっても、委員相互に意見表明ができる状態であれば出席と取り扱うこととする旨を規定してございます。

また、3に退席の取扱いを規定いたしました。映像だけでなく音声も途切れた場合には、その時刻から

退席したものとみなすとしてございます。

さらに、4といたしまして、Web会議で出席していただくにあたっては、安定した通信環境や静寂な環境を確保していただくこと、5といたしまして、非公開の会議の場合は秘匿性を確保していただくことについて規定してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議願います。

●増田委員長

急速にこのWeb会議が色々なところで使えるようになりましたので、こういう審議会や検討委員会等においては、どこまで情報を流せるのか等、色々な議論はあろうかと思いますが、今回、このPFI検討委員会の中では、1から5に示したルールに従ってWeb会議を利用するというにしたいと思えます。ただ、基本的には、資料は紙媒体で事前に送付されるということでよろしいでしょうか。

●行政経営推進課 目黒課長

資料については、事前に送付させていただきます。県のWeb会議システムは、通信環境等手探りの状態で進めているところもあるので、今のところ資料は載せない形で運用してございます。当分は資料を事前に送付して、その資料を見ながら御審議いただくという形を考えてございます。

『議事（4）質疑応答』

●増田委員長

今回は、紙の資料を事前に配り、それを見ながら音声と映像でやりとりしながら議論するというのでした。おそらく、本当はいずれ県として何らかのルールを設ける必要があるのだろうという気もしますが、それを待っているわけにもいかないので、この委員会は、このルールを進めるということにしたいと思えます。それでは、これについては修正なしで承認したいと思えます。

他に、何か御意見やコメントがあれば、今の時点をお願いいたします。

<意見・コメント等なし>

よろしいですか。それでは、進行を事務局に返したいと思えます。ありがとうございました。

【3. 閉会】

●司会（行政経営推進課 槻田副参事兼課長補佐（総括担当））

それでは以上をもちまして、令和2年度第1回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を終了させていただきます。御審議の程ありがとうございました。